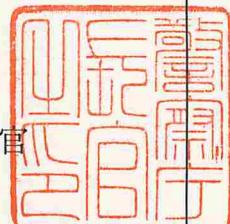


令2警察庁甲情公発第2-6号  
裁決書謄本送付書  
令和2年12月18日

審査請求人

大阪市北区西天満4丁目7番3号  
冠山ビル3階 林弘法律事務所  
山中 理司 殿

警察庁長官



令和2年5月15日付けをもって審査請求人山中理司により提起された審査請求に対して裁決をしたので、行政不服審査法第51条第2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付する。

裁 決 書

審査請求人

大阪市北区西天満4丁目7番3号

冠山ビル3階 林弘法律事務所

山中 理司

処分庁

警察庁長官

審査請求人が令和2年5月16日に提起した処分庁による不開示決定に係る審査請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮詢した上、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和2年1月4日、審査請求人は処分庁に対し、法第3条の規定に基づき、行政文書開示請求書（令和2年1月6日付け令2警察庁甲情公収第2号）により、「令和元年12月31日頃、カルロス・ゴーンが日本国外に出国したことについて作成し、又は取得した文書（日本語の資料に限る。）」の開示を請求した。
- 2 令和2年1月30日、処分庁は、審査請求人に確認の上、本件開示請求に係る対象文書として、「国際手配要請依頼書」及び「ＩＣＰＯ事務総局へ送付した国際手配要請書」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。
- 3 令和2年2月25日、処分庁は審査請求人に対し、法第9条第2項の規定に基づき、行政文書不開示決定通知書（令和2年2月25日付け令2警察庁甲情公発第2-2号）により、開示をしない旨の決定（以下「原処分」という。）を通知した。
- 4 令和2年5月16日、審査請求人は警察庁長官に対し、審査請求書（令和2年



5月18日付け令2警察庁甲情公収第2-1号)により、原処分に不服があるとして審査請求をした。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、「警察庁が独自の立場で作成した書類は、「訴訟に関する書類」に含まれないと解すべきであるから、情報公開法の規定が適用される」旨を主張し、原処分の取消しを求めている。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は、本件対象文書は、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものであり、法の規定が適用されないため不開示とした原処分は、妥当である旨を主張している。

### 理由

#### 1 本件対象文書について

「国際手配要請依頼書」は、東京地方検察庁から我が国におけるインターポール（I C P O）の国家中央事務局たる警察庁に対して国際手配を要請するよう依頼する文書である。

「I C P O事務総局へ送付した国際手配要請書」は、警察庁からインターポール事務総局に対して国際手配を要請する文書である。

#### 2 国際手配について

国際手配に係る手配書は、データ処理に関するインターポール規則（INTERPOL's Rules on the Processing of Data）第1条第13号において、国家中央事務局又は国際機関からの要請に従い、インターポール事務総局が全ての加盟国に対して送付する国際協力要請又は国際警告をいうと規定されており、「国家中央事務局」については、インターポール憲章（Constitution of the I C P O-INTERPOL）第32条の規定により、加盟各国は原則として1つの機関を国家中央事務局として指定することとされ、我が国においては、警察庁を唯一の国家中央事務局として指定している。したがって、我が国から国際手配を要請する場合は警察庁からインターポール事務総局に対してする必要がある。

3 本件対象文書の「訴訟に関する書類」への該当性について

刑事訴訟法第53条の2第1項は、「訴訟に関する書類」については、法の規定を適用しない旨を規定しているところ、刑事訴訟法53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同様に、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑事訴訟法第53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解され、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護人・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれる。

この点、本件対象文書は、国際手配のうち、被手配者の身柄引渡しを目的として、同人の所在の特定、身柄の拘束等に関する国際協力を要請するための手配をインター pocル事務総局に対して要請するために作成又は取得された文書である。また、同人の身柄引渡しは、同人が起訴された刑事被告事件に基づいて行われるものであることから、本件対象文書は同被告事件に関して作成又は取得された文書であり、「訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

4 審査請求人の主張の妥当性について

審査請求人は、原処分を取り消すべき理由として、「(直接的な捜査権限を有しない) 警察庁が独自の立場で作成した書類は「訴訟に関する書類」に含まれないと解すべき」旨を主張しているが、前記2のとおり、警察庁は、我が国における国家中央事務局として、インター pocル事務総局に対して国際手配の要請を行う権限を有する唯一の機関であり、前記3のとおり、被疑事件・被告事件に関する刑事手続を要請する目的で行われる国際手配の要請に係る文書は、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」に該当することから、審査請求人の主張に妥当性は認められない。

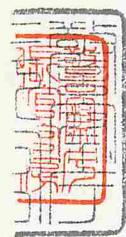
5 審査会の答申

審査会の答申においても、本件対象文書につき、刑事訴訟法第53条の2第1項の「訴訟に関する書類」に該当し、法の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象文書は同項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められるので、妥当である旨判断されている。

6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月18日



警察庁長官

原本と相違ないことを証明する

令和2年12月18日

警察庁長官官房総務課長



## お 知 ら せ

この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和2年12月18日

山中 理司 殿

警 察 庁 長 官